

諮詢書

佐市教委川教第78号
平成24年10月22日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明様

佐賀市教育委員会教育長 東島 正明



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、
下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

1. 諒問事項

監視カメラ設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集及び外部提供を行うことの可否について

2. 諒問理由

佐野常民記念館は、日本赤十字社の生みの親である佐野常民の業績に関わる資料、遺品等の展示とともに、次世代教育、ボランティア活動、生涯学習、地域交流活動を通して佐野常民の偉業や人道・博愛の精神を学んでいく人材育成の拠点施設として、平成16年10月11日に開館した。

建物は総床面積2,200m²地上3階建てであり、1階はものづくりなどの体験学習や図書コーナーなど地域交流の場として利用しており、2階は佐野常民の偉業を紹介した展示室、3階は発掘情報コーナーやボランティアによる湯茶接待を行っている。また、隣接する歴史公園には駐車場や公衆トイレを整備し、管理を行っている。

このように、1階から3階まで様々な事業や活動を行っていることから、来場者の安全確認や展示品の保安等に行き届かない面があるため、施設管理の強化を目的として、監視カメラを設置する。

3. 所管課

佐賀市教育委員会川副出張所教育課

4. 設置時期

平成16年10月11日

5. 監視カメラの概要

(1) 設置場所及び設置台数

- ・館内 10箇所に監視カメラを設置する。
- ・2階事務室内にモニター1台及び記録装置を設置する。

(2) 撮影する画像及び保存方法

- ・監視カメラは、常時稼動・撮影する。
- ・撮影データは、保存専用ハードディスクに記録し、約90日間保存する。
- ・保存期間が終了した記録データは、順次新しい画像データを上書き保存することにより、完全消去する。
- ・記録データは撮影時の状態で保存するものとし、加工しない。

(3) 掲示

- ・施設利用者の見やすい位置に「監視カメラ作動中」等と明記した表示板を掲示する。

6. 記録データの取り扱い

- ・「監視カメラ運用基準」を定め、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者を特定する。
- ・記録データは、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者のみが取り扱う。

7. 記録データの外部提供

記録データの外部提供については、「佐賀市個人情報保護条例」及び「佐野常民記念館」監視カメラ運用基準」に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第239条第2項の規定（官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。）に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第197条第2項の規定（捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。）に基づく捜査機関からの照会に対し回答する場合などが考えられる。

なお、外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複写した上で提供する。

また、提供先には、記録データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。

佐野常民記念館監視カメラ運用基準

(目的)

第1条 この運用基準は、佐野常民記念館内の事故及び犯罪防止を目的として設置する監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）及びこれにより記録された画像情報（以下「記録データ」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(監視カメラの設置)

第2条 監視カメラは、佐野常民記念館内に設置する。

2 監視カメラを設置した場所には、利用者の見やすい位置に監視カメラが作動中である旨の表示をするものとする。

(監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者)

第3条 監視カメラの適正な運用及び管理を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

2 管理者は、教育委員会事務局川副出張所教育課長とする。

3 取扱者は、教育委員会事務局川副出張所教育課職員の中から管理者が指名する。

4 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

5 取扱者は、この基準を遵守し、監視カメラ及び記録データの適正な取り扱いに努めなければならない。

(記録データの取り扱い)

第4条 監視カメラは當時稼動して画像を撮影し、撮影したデータは保存専用のハードディスクに90日間記録する。

2 撮影後90日を経過した記録データは、順次新しいデータを上書き保存することにより完全消去する。

3 記録データは撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

(記録データの提供等の制限)

第5条 記録データは、法令等又は佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合を除くほか、管理者及び取扱者以外のものに貸与、閲覧、複写提供をしてはならない。

(委任)

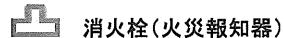
第6条 この基準に定めるもののほか、監視カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

この基準は平成24年10月22日から実施する。

佐野常民記念館防犯カメラ位置図

凡例



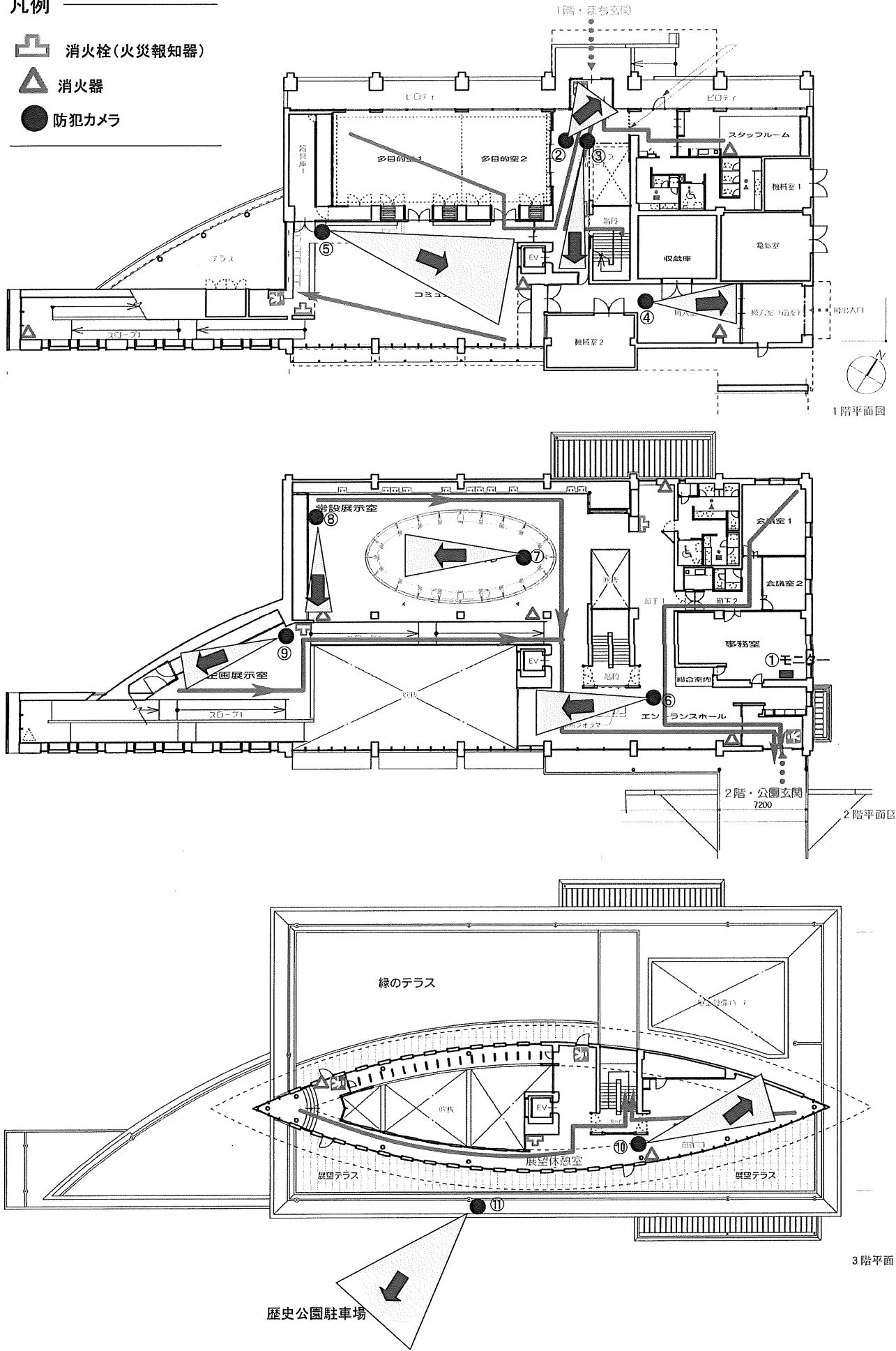
消火栓(火災報知器)



消火器



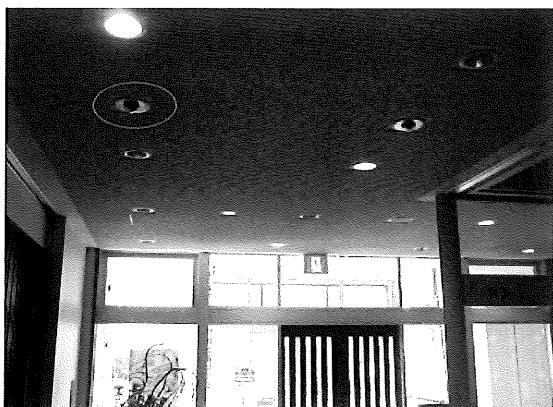
防犯カメラ



佐野常民記念館防犯カメラ設置状況写真



①事務室モニター



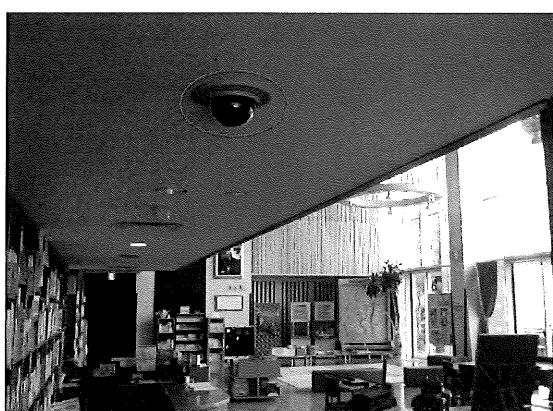
②1階正面玄関



③1階エントランスホール



④1階収蔵庫前



⑤1階コミュニティ広場



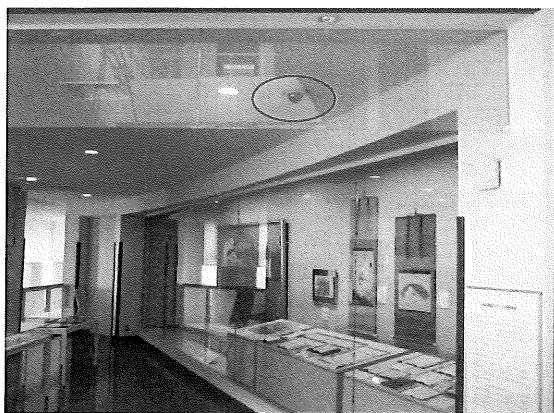
⑥2階エントランスホール



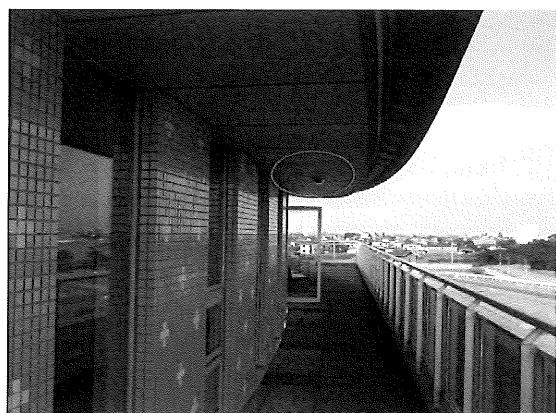
⑦2階映像シアター



⑧2階常設展示室



⑨2階企画展示室



⑩3階展望テラス



⑪3階情報発掘コーナー